

年頭挨拶

特許技監 小野 新次郎



あけましておめでとうございます。
年頭に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

昨年一年を振り返りますと、特許審査に関しては、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、これで、特許審査の迅速化に必要な一連の制度改革が完了しました。また、「知的財産推進計画2004」が策定され、世界最高水準の迅速・的確な審査を実現する為に、2008年においても特許審査の順番待ち期間を20ヶ月台にとどめるとともに、2013年には、世界最高水準である11ヶ月を達成する、という中期及び長期の国家目標が定められました。特許庁においても、この目標に沿った毎年度の実施計画を策定し、その進捗状況を知的財産戦略本部に報告することとなりました。

元より、我々は迅速・的確な特許審査を実現するという重要な責務を負っているわけですが、今後、的確性を維持しつつ特許審査の迅速化を計画的かつ着実に実現しているかどうか、制度ユーザーのみならず国民全体から厳しいチェックを受けることになりますので、我々一人一人が、より一層身を引き締めて取り組んでいかなければなりません。

とりわけ、今後数年間は審査請求件数が一次審査件数を上回る状況が続き、その結果、審査順番待ち期間の一時的な長期化は避けられない状況です。その中であって、長期的な審査順番待ち期間の短縮に向けて、任期付審査官の育成、サーチ外注の拡大、特許審査に関する国際協力の推進等の施策を不断にかつ着実に実施していくとともに、特に早期権利化

が必要な出願（早期審査の申出がなされた出願）について出願人に速やかに審査結果を示していくことが必要不可欠です。このため、年頭に当たって特に次の3点について言及しておきたいと思います。

(1) 任期付審査官の育成

昨年、約1000名の応募者の中から98名の優秀な方々を任期付審査官補として迎えることができました。任期付審査官補の方々には、2年間で審査官に昇任していただくため、現在、集中して審査実務のトレーニングをしていただいているところです。任期付審査官補の方々もその指導に当たる方々も大変だと思いますが、研修期間を充実させて実力ある審査官となり、早期に戦力となっていただくことを期待しております。もちろん、通常採用の審査官補の方々も、立派な審査官を目指して負けずに頑張ってください。この為、昨年から導入した審査官、審判官OBによる実務研修の拡大や新たにe-ラーニングの導入等多くの工夫をしていきます。

(2) サーチ外注の拡大

サーチ外注機関の複数化及び規模の拡大に関しては、登録調査機関制度の立ち上げ期に当たる本年は、新年早々、(独)工業所有権情報・研修館でサーチャー研修が開始されるとともに、新規参入する登録調査機関との間で外注を立ち上げる作業が始まります。サーチ外注分野の拡大や、登録調査機関間の競争による更なる質の向上等の所期の目的を達成するためには、対話型外注を通じて各登録調査機関に審査官

のサーチノウハウが蓄積されることが何よりも重要ですので、担当審査官等にとっては大変だと思いますが、一步一步着実に心して取り組んで下さい。短期間で所期の目標を達成することは決して容易ではありませんが、皆で知恵を出すことにより育成体制を確立していきましょう。

(3) 国際協力の推進

国際的な視野に立つと、経済のグローバル化に伴い世界中で広く権利を取得するニーズが高まっています。もはや、増え続ける特許出願にどのように対処するかが各国特許庁共通の課題となっています。こうした中、日米欧三極特許庁間では、サーチ・審査結果の相互利用に関するプロジェクトを実施し、サーチ・審査結果の相互利用の促進が審査負担の軽減、及び審査の質の向上に資することを確認しました。

また、同プロジェクトの結果を踏まえて、米欧特許庁からは、日本語文献を的確にサーチすることができる唯一の特許庁である当庁に対し、高い期待が寄せられています。特に、昨年ドシエ・アクセス・システムが構築されて、日米欧特許庁間でサーチ・審査結果をリアルタイムで相互参照する環境が整い、米欧特許庁からの当庁に対する期待は益々高まっています。今後、米欧特許庁からの期待に応えつつ、当庁のサーチ・審査結果を踏まえて我が国企業がグローバルに安定した権利を早期に取得できるよう、更なる体制整備を推進していきます。また、相互利用の効果を最大化する為、制度・運用のハーモナイゼーションや審査官交流に積極的に取り組んでいきます。

相互利用に関し、現状では、当庁のサーチ・審査結果を他庁が利用できるようなタイミングで充分発信できないという課題がありますので、当面は、出願人に国際出願制度（PCT）の利用や早期審査の活用キャンペーンをしていきます。このような相互利用の時代で何よりも重要なのは、我々のサーチ・審査結果がわが国のユーザーや他庁から信頼されるものであることですので、この点を充分自覚し、より一層的確なサーチ・審査結果をタイムリーに発信していくことを心がけて下さい。

審査・審判の順番待ち期間を大幅に短縮することは、当庁の積年の課題であり、10年という期間が与えられているとはいえ、目標達成は容易なことではありません。

そしてこれは、我々だけで達成できることではなく、出願構造改革を含む、いわゆる「総合施策」を実行してはじめて達成できるものです。出願人、弁理士等代理人、裁判所、今後は米国特許商標庁、欧州特許庁等と適切な役割分担をし、協力を得つつ、信頼される仕事をしていく必要があります。

しかしながら、我々審査官、審判官一人一人が誇りを持って着実に取り組んでいけば必ず目標を達成できると確信しております。今年一年、審査・審判一丸となって、目標に取り組んでいきましょう。

最後になりましたが、本年が皆様方にとってよい年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。